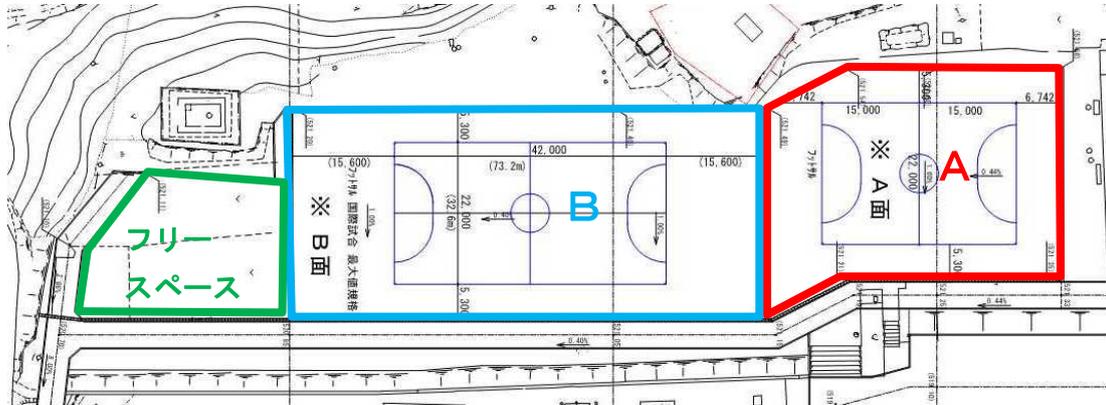


白糸自然公園スポーツ広場を占有利用（予約利用）する場合の手続きについて

1 施設の概要



- (1) 貸出エリア A：約30m四方、B：約30×80m
- (2) 貸出時間 月曜日～日曜日（休園日を除く）
午前：9時から12時
午後：12時から16時
- (3) 休園日 12月29日から翌年1月3日
- (4) 利用料 無料

2 占有利用（予約利用）の前提条件

スポーツ広場を占有利用（予約利用）する場合は、団体登録が必要になります。ただし、無料で使用できる施設であるため、**団体登録できる団体は以下に掲げる団体で、構成員が5人以上、本市内に在住又は在勤若しくは在学する者が構成員の2分の1以上が条件となります。**なお、公用や公共用で利用する場合は、団体登録は必要ありません。

【団体登録できる団体条件】

- ア 富士宮市体育協会加盟団体又はそれに準ずる団体
- イ ふじさんシニアクラブ富士宮又はそれに準ずる団体
- ウ 日本ボーイスカウト富士宮地区協議会、ガールスカウト富士宮市連絡協議会又はそれに準ずる団体
- エ その他市長が認めた団体

※ 団体登録が不要な団体（例）

- ・国、県、市、地方公共団体
- ・自治会（自治会が組織する団体が使用する場合を除く）
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校が教育の一環として使用する場合

※ その他市長が認めた団体（例）

- ・自治会が組織する団体
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校が教育の一環以外で使用する場合

3 予約使用の流れ（団体登録、予約の受付は市民体育館のみで行います。）

(1) 団体登録

市民体育館に団体登録申請書を提出します。その後、団体登録の前提条件を審査し、条件を満たしていれば、登録証を交付します。団体登録は、1週間程度かかります。また、団体登録は1年更新になります。

(2) 予約の方法

利用日の2ヶ月前から行うことができます。予約方法の詳細については、市民体育館にお問い合わせください。

